

## 地震保険料控除額

(所得税)	(住民税)
①地震保険契約	
支払保険料の全額（最高 50,000 円）	支払保険料の 2 分の 1（最高 25,000 円）
②長期損害保険契約等 <sup>注</sup> (保険期間が 10 年以上で満期返れい金がある契約)に対する経過措置 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等（始期が平成 19 年 1 月 1 日以後でないこと。地震保険料控除の適用を受ける保険料を除く）については、従前の損害保険料控除を適用する。 <b>注）平成 19 年 1 月 1 日以後に当該損害保険契約等の変更をしていないものであること</b>	
10,000 円以下 …… 支払保険料の全額	5,000 円以下 …… 支払保険料の全額
10,000 円超 …… 支払保険料 $\times\frac{1}{2}$ +5,000 円(最高 15,000 円)	5,000 円超 …… 支払保険料 $\times\frac{1}{2}$ +2,500 円(最高 1 万円)
③地震保険と長期損害保険を適用する場合	
最高限度額 50,000 円	最高限度額 25,000 円
<b>注）一つの損害保険契約等が地震保険と長期損害保険の両方に該当する場合には、いずれか片方の契約のみに該当するものとして、控除額を計算する。</b>	
④短期契約(②の長期契約以外の契約) …… 平成 18 年 12 月 31 日をもって廃止。	

・全期前納したときは払込期間で分割した金額となります。

### 1. 地震保険料控除の対象となる損害保険契約等

居住者が、各年において、自己もしくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族（以下「居住者等」という）の有する居住用家屋・生活用動産を保険または共済の目的とし、かつ、地震等損害<sup>注1</sup>により、これらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金または共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料または掛金（以下「地震保険料」という）を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料<sup>注2</sup>の金額の合計額（最高 5 万円）を「地震保険料控除」として、その居住者のその年分の総所得金額等から控除することができます（所法 77）。

注 1）地震等損害とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没、または流失による損害をいいます。

注 2）地震保険料には、地震等損害により臨時に生ずる費用等に係る保険料または掛金等一定のものは含まれません。

## 2. 控除の対象となる長期損害保険契約等

居住者が、各年において、

- ①自己もしくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族（以下「居住者等」という）の有する家屋で常時その居住の用に供するものを保険または共済の目的とする損害保険契約等
- ②居住者等が有する生活用動産を保険または共済の目的とする損害保険契約等
- ③居住者等の身体の傷害に基因して保険金または共済金が支払われる損害保険契約等
- ④居住者等の身体の傷害もしくは疾病により病院や診療所に入院して医療費を支払ったことに基因して保険金が支払われる損害保険契約

の保険料をまたは掛金を支払った場合には、その支払った保険料等の額のうち一定の金額を「損害保険料控除」として、その居住者のその年分の総所得金額から控除することができます。

## 3. 支払った保険料とは

- ①損害保険契約等にもとづく払込期日が到来した保険料であっても、現実に支払っていないものは含まれません（所基通76-3）。
- ②損害保険契約等にもとづく責任開始日前に支払った損害保険料については、現実の支払日によらず、その責任開始日において支払われたものとされます（所基通77-3）。